

西都市建設工事等電子入札上の注意事項

第1 目的

この注意事項は、西都市が電子入札システムを使用して行う入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

第2 法令等の遵守

1 入札参加者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、同施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、西都市財務規則（昭和 39 年規則第 7 号、以下「財務規則」という。）、西都市電子入札実施要領（令和 6 年 8 月 30 日制定、以下「実施要領」という。）及び西都市電子入札運用基準（令和 6 年 8 月 30 日制定。以下「運用基準」という。）並びにこの注意事項を遵守しなければならない。

2 入札参加者は、入札に際し、西都市の指示に従い、円滑な入札に協力し、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の入札を妨害するようなことを避けるほか、常に公共工事を推進するにふさわしい入札参加者として入札に臨まなければならない。

3 入札参加者は、設計図書等（図面、仕様書及びその他交付書類）、契約書案及びその他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。

第3 公正な入札の確保

1 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）、刑法（明治 40 年法律第 45 号）並びに電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）及び同施行規則（平成 13 年総務省・法務省・経済産業省令第 2 号）（以下「電子署名法等」という。）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

第4 入札の方法等

1 電子入札システムを利用できる者は、西都市の入札参加資格者名簿に登録されている者（以下「代表者」という。）又は当該代表者から入札に関する権限の委任を受けた者（以下「受任者」という。）とする。

2 前項で規定する代表者及び受任者は、電子署名法等に基づく電子証明書（以下「IC カード」という。）を取得し、西都市に当該 IC カードを登録しておかなければならない。

第5 入札書の提出

1 入札に係る手続は、電子入札システムにより行うものとし、原則として持参、電報又はファクシミリ等による入札書の提出は認めない。

2 入札書の提出期限までに、西都市が使用する電子計算機に備えられたファイルに入札金額、くじ番号その他所定の情報が記載されない入札書は、受理しない。

3 実施要領第7条第5項各号及び運用基準第5の4各号のいずれかに該当する場合は、西都市に書面による入札（以下「紙入札」という。）に関する承諾（移行）願を提出し、承諾を得たときは、紙入札をすることができる。なお、この場合の入札書は、封書にしたものを持参等により提出する。

第6 工事費内訳書

工事費内訳書の提出を要するものについては、入札書とともに電子入札システムにより提出するものとする。ただし、紙入札の場合にあっては、入札書に同封して提出するものとする。

第7 入札保証金

入札保証金の率は、入札金額（消費税額を含む。）の100分の5以上とする。ただし、財務規則第120条第2項各号の規定に該当する場合は免除する。

第8 入札の辞退

1 入札参加者は、入札を希望しない場合は、入札書を提出する前はいつでも辞退することができる。

2 入札参加者は、入札を辞退する場合は、入札書の提出期間中に電子入札システムにより辞退届を提出するものとする。

3 入札書受付締切予定日時を過ぎても入札書を提出していない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなす。

4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札について不利益な取扱いを受けるものではない。

第9 入札書の書換等の禁止

入札参加者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。入札金額の入力ミス等の錯誤又は積算ミス等を理由として入札価格の無効の訴えを提起できないものとする。

第 10 入札方式の変更及び入札の取りやめ等

1 西都市がやむを得ない事由により電子入札システムによる入札の続行が困難と認めた場合は、紙入札に変更することがある。

2 入札参加者が、第 2 及び第 3 の規定に抵触したとき等、西都市が必要と認めるときは、入札の執行を延期し、当該入札に関する調査を行うことがある。調査の結果、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を取りやめることがある。

3 前項の規定により西都市が調査を行うときは、入札参加者は調査に協力しなければならない。

4 入札執行に際して、天災地変、その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取り消すことがある。

第 11 開札

開札は、指定した日時に行い、落札決定までの経過を電子入札システムにより入札参加者に明らかにするものとする。

第 12 入札の効力

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした二通以上の入札
- (3) 2 人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 資本関係又は人的関係のある者の同一入札への参加制限基準に該当する複数の者のした入札
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (6) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (7) 電子入札にあっては、本市の使用に係る電子計算機に到達した入札金額等の電磁的記録が書き換えられた入札
- (8) 談合その他不正の行為があった入札
- (9) 工事費内訳書の提出を要する入札において、入札の際に工事費内訳書の提出がない入札又は提出された工事費内訳書に不備がある入札
- (10) 工事費内訳書の作成において不正があった入札
- (11) 予定価格を超える価格で行った入札
- (12) 有効な電子証明書を取得していない者が入札をした場合
- (13) 西都市の承諾を得ず又は指示によらずに紙入札をした場合
- (14) 電子入札と紙入札の双方を行った場合

第 13 失格

次の各号のいずれかに該当する入札をした者は、失格とする。

- (1) 最低制限価格を設定している入札において、当該最低制限価格を下回る価格で入札をした者
- (2) 再度入札がある入札において、初回の入札における最低入札金額以上の価格で入札をした者

第 14 落札者の決定方法等

1 落札者の決定方法は、次による。

- (1) 一般競争入札にあっては、入札公告に定めるところによる。
- (2) 指名競争入札にあっては、地方自治法第 234 条の定めるところにより予定価格の範囲内で最低価格で入札書の提出をした者（第 13 の規定により失格となった者を除く。）を落札者とすることを原則とする。なお、落札者となるべき最低の価格で入札をした者が 2 人以上あるときは、その入札参加者が入札と同時に提出した電子くじの入力番号に基づき、電子入札システムによるくじにより落札者を決定する。

2 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該額に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額（いわゆる税抜き価格）を入札書に記載すること。

第 15 再度入札

- 1 予定価格を入札前に公表しない場合における再度の入札の回数は 2 回限りとし、入札回数は初回を含めて 3 回までとする。なお、予定価格を入札前に公表する場合においては、再度の入札は実施しない。
- 2 次のいずれかに該当する者は、再度の入札に参加できないものとする。
 - (1) 初回の入札に参加しなかった者又は初回の入札に参加したが、入札をしなかった者
 - (2) 初回の入札において、無効又は失格となった者
 - (3) 談合その他不正な行為があった入札をした者